

相続時精算課税用

平成 29 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

○ このチェックシートは、平成29年中に贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。下の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

なお、相続時精算課税は、受贈者が贈与者ごとに適用を受けるかどうか選択することができますが、一度相続時精算課税の適用を受けた場合には、その後、その贈与者からの贈与については、常に相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできませんのでご注意ください。

○ 申告期限までに、申告書、相続時精算課税選択届出書及び添付書類の提出がない場合には、相続時精算課税の適用を受けることができません。暦年課税が適用されますのでご注意ください。

○ 相続時精算課税を適用した贈与財産については、将来、その贈与者が亡くなった時の相続税の計算をする際に、その贈与財産の贈与時の価額を相続財産の価額に加算して相続税額を計算します。

【住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人へ】

住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 32 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 29 年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」を使用してください。

住 所	氏 名	【 回 答 欄 】 該当する回答を○ で囲んでください。	
(贈与者の氏名) ※このチェックシートは贈与者ごとに作成してください。			
1	贈与者は、昭和 32 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 9 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ

○ 相続時精算課税（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を含みます。）の適用を受ける場合には、贈与税の申告書第一表及び第二表（相続時精算課税の計算明細書）に次の表に掲げる書類を添付し、提出しなければなりません。

次の表の 2 から 5 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

	提 出 書 類	チェック欄
1	相続時精算課税選択届出書	☐
2	受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	☐
3	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） （注）受贈者が平成 7 年 1 月 3 日以後に生まれた人である場合には、3 の書類を提出する必要はありません。	☐
4	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 （注） 1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記 2 の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、4 の書類を提出する必要はありません。	☐
5	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） （注） 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 4 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 60 歳に達した時以後（「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、5 の書類を提出する必要はありません。	☐

（注） 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署（資産課税部門）にお尋ねください。

※ このチェックシートは、贈与税の申告書に添付して提出してください。

（参考） 不動産を取得された場合には、不動産取得税（地方税）が課税されます。詳しいことは都税・県税事務所にお尋ねください。